

## ①気象学会による論文掲載拒否事件

近藤邦明と槌田敦は、「CO<sub>2</sub>増で温暖化したのではなく、温暖化したのでCO<sub>2</sub>増となった」ことを示す事実を発見し、これを気象学会誌に投稿した。しかし、気象学会は、この「近藤・槌田の発見した新しい事実」について、理論的に否定できなかったため、論文を(わざと?)誤読して理由をこじつけ、その掲載を拒否した事件である。

この裁判は最終段階となり、次回判決となった。

判決、10年3月18日(木)1時、東京地裁527号法廷

争点はただひとつ、気象学会誌編集委員会の裁量権であった。被告気象学会は、論文掲載の判断は自由裁量であるかのように主張した。そこで、判決は気象学会誌においても一般商業誌の編集権と同じように自由裁量が適用されるかどうかについて判断がなされることになる。もしも、そのような判断がなされるならば、編集委員会の好む主張だけが掲載されることになり、気象学会誌では科学論争ができないことになる。

## ②東京大学による名誉棄損事件

第1回口頭弁論は、10年2月23日(火)10時、東京地裁411号法廷で開かれた。原告が訴状を、被告が答弁書を提出し、それぞれ陳述した。

ここで『地球温暖化懐疑論批判』の著者のひとり「東京大学 山本政一郎」の経歴詐称が問題となった。そこで被告は準備書面を提出し、執筆当時大学院生ないし客員共同研究員であったと答えた。この書物の原型は東京大学を含まない私的グループの印刷物であった。この執筆者に大学院生を加えただけで東京大学の出版物としたのであるが、そのようにするには、科学論文をひとつも書いたことのない大学院(終了)生では無理であろう。

原告は、次回口頭弁論で、この東京大学の出版経緯について準備書面を提出し、私的グループの印刷物に名誉棄損ないし侮辱が書き加えられる過程を説明する。

第2回口頭弁論は、10年4月13日(火)10時、東京地裁411号法廷

## なぜ、名誉棄損する必要があったのか

CO<sub>2</sub>削減政策を強力に進める小宮山宏前東大総長が、CO<sub>2</sub>温暖化論が落ち目になったのは懐疑論者が原因とし、被告住明正教授に「懐疑論に終止符」を打つよう命じた証拠が発見された。懐疑論者の名誉を棄損してその社会的評価を低下させ、その支持者と切り離す目的で東大発行の書物を出版すればよいのである。これには東大を代表する人物としての「悪役」が必要で、「山本」という使い捨ての大学院生が選ばれたと思われる。